

## ○山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会条例

平成26年3月24日条例第3号

## 改正

平成27年3月31日条例第4号

山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会条例  
(設置)

第1条 山ノ内町立小学校（以下「小学校」という。）の適正規模適正配置等を審議するため、山ノ内町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問機関として山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

## (任務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討し答申する。

- (1) 小学校の適正規模に関すること。
- (2) 小学校の適正配置に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要とする事項

## (組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 小学校及び保育所の児童の保護者代表
- (2) 区長会代表
- (3) 学校長
- (4) 子ども育成連絡協議会代表
- (5) 児童委員代表
- (6) 議会議員代表
- (7) 女性代表
- (8) 学識経験を有する者
- (9) 公募委員
- (10) その他教育委員会が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 審議会には、会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

## (庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

## (報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び委員がその職務を行うために要する費用弁償は、山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年山ノ内町条例第2号。以下「特別職給与条例」という。）及び特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和30年山ノ内町条例第9号）に基づき支給する。

## (委任)

第9条 この条例に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(特別職給与条例の一部改正)
- 2 特別職給与条例の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則 (平成27年3月31日条例第4号)

(施行期日)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。